

# 山形県沖を震源とする地震で被災した住宅を復旧するための 災害復興住宅融資(補修・鶴岡市利子補給型)のお知らせ

山形県沖を震源とする地震により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)では、災害からの復興を支援させていただくため、鶴岡市内で被災された方を対象に災害復興住宅融資(補修・鶴岡市利子補給型)の受付を行っておりますのでお知らせいたします。

(注意) 鶴岡市で被災された方で、被災住宅復旧のための建設資金若しくは購入資金の融資を希望される方又は鶴岡市外で被災された方は、融資金利等が異なります。「自然災害で被災した住宅を復旧するための災害復興住宅融資のお知らせ」をご覧ください(機構ホームページで入手できます。)

## ■融資金利 【令和元年9月1日現在】

住宅の被害	融資額	融資金利
一部損壊等	無利子融資 (200万円まで)	年 0.00 %
	無利子融資を超える融資	年 0.37 %
全壊 大規模半壊 半壊	無利子融資 (300万円まで)	年 0.00 %
	無利子融資を超える融資	年 0.37 %

- ・融資金利は、借入申込時に返済期間の全ての金利が確定する全期間固定金利型です。
- ・無利子融資を超える融資に係る融資金利は、原則として毎月見直します。最新の融資金利については、機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル)にお問合せいただくか、機構ホームページ(www.jhf.go.jp)でご確認ください。

## ■融資限度額

補修資金 **730 万円** + 整地資金又は引方移転資金 **440 万円**

- ※ 各所要額(補修費等)が上記金額より低い場合は、各所要額が限度となります(10万円以上10万円単位)。
- ※ 無利子融資は、補修する住宅の被害の程度に応じ、200万円又は300万円が限度となりますのでご注意ください。

## ■お申込みいただくためには

鶴岡市が発行した「**り災証明書**」の提出等の条件があります。

### 【用語の定義】

本リーフレットで使用する用語の定義は次のとおりです。

無利子融資	鶴岡市が最長10年間の利息相当分を機構に対して負担することにより、補修する住宅の被害の程度に応じ、次の額までの融資金利を0%とする融資をいいます。	
	補修する住宅が <b>一部損壊等</b> の場合	200万円
	補修する住宅が <b>全壊、大規模半壊又は半壊</b> の場合	300万円
無利子融資を 超える融資	無利子融資の額を超える部分の融資をいいます。	

- ※ 住宅の被害の程度は、鶴岡市が発行する「り災証明書」でご確認ください。

お申込みいただける方	<p>次の (1) から (4) までの全てにあてはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 既に被災住宅の復旧が行われている場合は、融資を受けることができませんのでご注意ください。</li> </ul> <p>(1) 山形県沖を震源とする地震により被害が生じた住宅（以下「被災住宅」といいます。）の所有者又は居住者で、鶴岡市から住宅に被害を受けた旨の「り災証明書」を交付されている方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 災害復興住宅融資（補修・鶴岡市利子補給型）をお申込みいただく方には、申込時に「り災証明書」（写）を提出していただきます。 なお、「り災証明書」の交付が遅れる場合は、融資の契約時まで「り災証明書」（写）をご提出いただくことを融資の条件とします。</li> <li>※ 「り災証明書」とは、地方公共団体が現地調査等により被害状況を把握し、被災住宅の被害程度について証明する書類をいいます（名称は問いません。）。</li> </ul> <p>(2) ご自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を補修する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 被災住宅に居住していた満 60 歳以上の親等（父母・祖父母等）が住むための住宅を補修する場合は、「親孝行ローン」を申し込むことができます。被災住宅に居住していた方が、融資を申し込む方又はその配偶者の直系尊属等であることが要件となります。</li> <li>※ 被災者に貸すために住宅を補修する場合（賃貸事業を行う場合を除きます。）も対象になりますが、この場合は、連帯保証人が必要になる等の要件があります。</li> <li>※ 賃貸事業を行う場合は、この融資の対象となりません。「災害復興住宅融資（賃貸住宅融資）のご案内」をご覧ください。</li> <li>※ セカンドハウスは、対象になりません。</li> </ul> <p>(3) 年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次表の基準を満たしている方</p> <table border="1" data-bbox="288 678 1086 745"> <tr> <td>年 収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>総返済負担率基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 全てのお借入れとは、災害復興住宅融資（補修・鶴岡市利子補給型）のほか、災害復興住宅融資（補修・鶴岡市利子補給型）以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン（クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払いによる購入を含みます。）、家賃、地代等ご融資後も継続する支払をいいます。</li> </ul> <p>(4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方</p>	年 収	400万円未満	400万円以上	総返済負担率基準	30%以下	35%以下
年 収	400万円未満	400万円以上					
総返済負担率基準	30%以下	35%以下					
融資を受けることができる住宅	<table border="1" data-bbox="248 904 1465 1025"> <tr> <td>住宅の規格</td> <td>居住室、台所及びトイレが備えられていること。</td> </tr> <tr> <td>床面積・築年数</td> <td>制限はありません。（*） （*）店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上であることが必要です。</td> </tr> </table> <p>※ 機構の定める技術基準に適合することが必要です。また、地方公共団体等による現場審査を受けることが必要です。</p>	住宅の規格	居住室、台所及びトイレが備えられていること。	床面積・築年数	制限はありません。（*） （*）店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上であることが必要です。		
住宅の規格	居住室、台所及びトイレが備えられていること。						
床面積・築年数	制限はありません。（*） （*）店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上であることが必要です。						
担保（抵当権）	<p>無利子融資のみをご利用の場合は、抵当権の設定は必要ありません。</p> <p>ただし、無利子融資と無利子融資を超える融資の融資額の合計が300万円を超える場合は、原則として、融資の対象となる建物及び土地に機構のための抵当権を設定していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 申込時点で既融資（機構（旧住宅金融公庫を含みます。）からの無担保の借入をいいます。以下同じです。）がある場合で、今回の災害復興住宅融資の融資額に既融資の残高を加えた額が 300 万円を超えるときは、既融資のための抵当権と今回の災害復興住宅融資のための抵当権の設定がそれぞれ必要となります。</li> <li>※ 抵当権の設定費用（登録免許税、司法書士報酬等）はお客さまの負担となります。</li> </ul>						
融資額	<p>無利子融資及び無利子融資を超える融資の融資額の合計額は、各所要額の合計額が限度となります（10万円以上10万円単位です。）。</p> <p>なお、融資限度額は、以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="253 1442 1259 1525"> <tr> <td>補修資金</td> <td>整地資金</td> <td>引方移転資金</td> </tr> <tr> <td>730万円</td> <td>440万円（*）</td> <td>440万円（*）</td> </tr> </table> <p>（*）整地資金及び引方移転資金の両方をご利用いただく場合は、合計で440万円が限度となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 補修資金、整地資金及び引方移転資金は、それぞれの所要額が限度となります。</li> <li>※ 補修資金は、被災住宅部分の補修のほか、被災住宅部分の補修に併せて行う増築工事や門扉だけの補修にもご利用いただけます。</li> <li>※ 整地資金は、被災住宅部分の補修に併せて行う堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造等を行う場合にご利用いただけます。</li> <li>※ 引方移転資金は、補修資金と併せてご利用いただけます。</li> <li>※ 国、地方公共団体等から住宅の補修に対する補助金を受けられる方は、融資額が減額になる場合があります。</li> </ul>	補修資金	整地資金	引方移転資金	730万円	440万円（*）	440万円（*）
補修資金	整地資金	引方移転資金					
730万円	440万円（*）	440万円（*）					
返済期間	<p>返済期間は、無利子融資及び無利子融資を超える融資のそれぞれについて、次の ①又は②のいずれか短い年数以内でお選びください。選択できる返済期間は、1年以上（1年単位）です。</p> <p>① 補修資金の最長返済期間</p> <table border="1" data-bbox="248 1939 804 2036"> <tr> <td>無利子融資</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>無利子融資を超える融資</td> <td>20年（注）</td> </tr> </table> <p>（注）返済期間内で融資の契約日から1年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定できます（返済期間は延長されません。）。</p> <p>② 「80歳」－「完済時年齢の対象となる方の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」</p>	無利子融資	10年	無利子融資を超える融資	20年（注）		
無利子融資	10年						
無利子融資を超える融資	20年（注）						

	無利子融資	元金均等毎月払い
	無利子融資を超える融資	元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い
返済方法	<p>※ 無利子融資については、ボーナス併用払いはご利用いただけません。</p> <p>※ 無利子融資を超える融資の融資額が130万円以上の場合は、当該融資額の10分の4以内で50万円単位でボーナス併用払いをご利用いただけます。</p> <p>※ ボーナス払いをご利用いただく場合であっても、元金据置期間を設定するときは、元金据置期間中の返済は毎月払いのみとなります。</p> <p>※ 返済額の試算は、機構ホームページ（www.jhf.go.jp）又は機構お客さまコールセンターで行うことができます。</p>	
申込受付期間	令和2年3月31日まで ※ 郵便の消印等の日付を受理日とします。	
保証人	必要ありません（被災者に貸すための住宅を補修する場合は、連帯保証人が必要です。）。	
火災保険	<p>・返済終了までの間、融資の対象となる建物に、火災保険（損害保険会社が扱う火災保険又は法律の規定による火災共済）を付けていただきます。</p> <p>・建物の火災による損害を補償対象としていただきます。</p> <p>・保険金額は、機構からの総借入額以上（*）としていただきます。</p> <p>（*）総借入額が建物の評価額を超える場合は、建物の評価額と同額としていただきます。</p> <p>※ 火災保険料は、お客さまの負担となります。</p>	
団体信用生命保険	機構団体信用生命保険（共済）特約制度にご加入いただけます。万一の場合に備え、是非ご加入ください。 ※ ご加入された場合の特約料は、お客さまの負担となります。	
融資手数料	必要ありません。	
お申込時の提出書類	「災害復興住宅融資（補修・鶴岡市利子補給型）のご案内」をご覧ください（機構ホームページで入手できます。）。	
申込先	郵送により機構本店郵送申込係にお申込みください。 ※ 契約や返済等の手続は、お近くの災害復興住宅融資取扱金融機関で行います。	
留意事項	<p>(1) 無利子融資について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボーナス併用払いはご利用いただけません。</li> <li>・元金据置期間を設定することはできません。</li> <li>・お申し込みにあたっては、鶴岡市が発行する『「つるおか版被災住宅無利子融資制度」に係る利用確認書』の提出が必要となります。お申し込み前に鶴岡市に申請の上、発行を受けてください。</li> </ul> <p>(2) 無利子融資と無利子融資を超える融資を併せて利用する場合</p> <p>無利子融資と無利子融資を超える融資を併せて利用する場合は、借入申込書等はそれぞれについてご提出いただき、金銭消費貸借抵当権設定契約についても、それぞれ締結していただきます。また、次の申込内容等を同一としていただきます。</p> <p>① 申込日</p> <p>② 資金の受取日</p> <p>③ 毎月の返済日</p> <p>④ 申込本人及び連帯債務者</p> <p>※ 無利子融資の申込人をA及びBとする場合、無利子融資を超える融資の申込人についてもA及びBとしていただきます。</p> <p>⑤ 団体信用生命保険の加入の有無及び加入する団体信用生命保険の種類</p> <p>※ 機構団体信用生命保険（共済）特約制度にご加入いただく場合は、無利子融資及び無利子融資を超える融資について、「機構団信」又は「3大疾病付機構団信」のいずれか同一の保険をお選びいただきます。また、加入者も同一としていただきます。</p>	

#### 【ご注意】

1. お申込みの条件を満たしている場合であっても、審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については融資をお断りしたり、希望融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。
2. お申込みに当たり、申込本人及び連帯債務者の個人信用情報が機構の加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に登録されている場合は、その個人信用情報を機構の融資審査に利用します。また、融資に当たり、融資内容を機構の加盟する個人信用情報機関に登録します。
3. 反社会的勢力である者からの借入申込みは、一切お断りします。また、後日、反社会的勢力であることが判明した場合は、直ちに手続を中止し、ご融資はいたしません。お借入後に反社会的勢力であることが判明した場合は、融資金の残金全額を一括して繰上返済していただきます。

## ■お問合せ先・申込関係書類の請求先

被災された方からの融資等のご相談、「災害復興住宅融資（補修・鶴岡市利子補給型）のご案内」（パンフレット）及びお申込みに必要な書類のご請求は、こちらへご連絡ください。

**住宅金融支援機構 お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）**

**0120-086-353**（通話無料）

※ 国際電話等でご利用いただけない場合は、＜TEL048-615-0420＞におかけください（通話料金がかかります。）。

※ 電話相談は、土曜日及び日曜日も実施します（受付時間：9：00～17：00）（祝日及び年末年始を除きます。）。

このリーフレットは、災害復興住宅融資（補修・鶴岡市利子補給型）の概要を説明しています。融資制度の詳細は、機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）にお問合せいただくか、機構ホームページ（[www.jhf.go.jp](http://www.jhf.go.jp)）でご確認ください。

〈令和元年8月5日作成〉